# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

19生産第9424号 平成20年3月31日 農林水産省生産局長通知 改正 平成21年3月31日 平成21年5月29日 平成22年4月1日 平成23年4月1日 平成24年4月6日 平成25年5月16日 平成26年2月6日 平成26年4月1日 平成27年4月9日 平成27年10月1日 平成28年4月1日

最終改正 平成29年3月31日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙の

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

とおり一部改正したので、御了知願いたい。

## (別 紙)

# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

## 第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

# 第2 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業:別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獸被害対策基盤支援事業:別記4

#### (別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

## 第1 事業の取組等

### 1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農 林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)の別表1に定める事業種類 は、次に掲げるとおりとする。

## (1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

#### 2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

## 3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

- (1)要綱別表1の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、要綱別表1の事業内容欄の1の(1)、(2)及び(3)の取組にあっては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とし、事業内容欄の1の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会とする。
- (2)要綱別表1の事業内容欄の2の取組にあっては、協議会又はその構成員(試

験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び 会計手続について(1)の協議会と同程度の体制を有しているものとする。

## 4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2)(1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数 の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなってお り、かつ、その執行体制が整備されていること。

### 5 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。

#### 6 費用対効果分析

要綱別表1の採択要件の欄の5の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

#### 7 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

#### 8 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、 立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺 景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

#### 第2 事業の内容等

- 1 事業の内容(要綱別表1関係)
- (1)事業内容欄の1の(1)の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
- イ 事業の目標
- ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
- エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項
- (2)事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を 実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安 全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被 害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはでき ないものとする。
  - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
  - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
  - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
  - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
  - ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び 侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止 施設の設置状況等に関する調査の実施
  - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の 開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5)事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追い上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理(緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等)の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。

(7)事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥 獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植 生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備(対象地域の調査、所有者の同 意の取付け等の調整活動を含む。)を行うものとする。ただし、大規模緩衝 帯の整備面積は1ha以上とする。

なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

- (8) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度 に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな(ドロップネット方 式を含む。)の整備に必要な資材の導入を行うものとする。
- (9)事業内容欄の1の(3)の「ICT等新技術実証」については、ICT(情報通信技術)等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。
- (10) 事業内容欄の1の(4)の「農業者団体等民間団体被害防止活動」については、農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。
- (11) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICTを活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気さくを整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号) 等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照URL:http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen\_kakuho\_20150721.html)

- (12) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥 獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設 (減容化のための施設を含む。)を整備するものとする。この場合、被害防 止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲 に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。
- (13) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上

のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の2の指定射撃場(以下「指定射撃場」という。)の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」(平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成)に沿った鉛対策の実施に必要な施設等(以下「基幹施設」という。)の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

#### 2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

### 4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

#### 第3 交付率

- 1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における農村振興局 長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。
- (1)被害緊急対応型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑥までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。
  - ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。
  - イ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は 3,000千円以内とする。
  - ウ 上記ア及びイ以外の実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内と

する。

- エ 事業内容欄の1の(1)の⑤の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。
- オ 事業内容欄の1の(1)の⑥の取組に要する経費については、上記アからウの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。
- (2) 広域連携型にあっては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり1の(1)のア、イ、ウの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

(3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1) 又は(2) にかえて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内(1の(1)のイの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内(1の(1)のイの場合は3,200千円以内)の定額補助を受けることができるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において農村振興局長が別に定める上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

## (1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用	サル専用	8 5

(2 m²以下)		
小型獣用 (0.5 m²以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

- (2) くくりわな
  - 1基当たり22千円とする。
- (3) 囲いわな
  - 1㎡当たり38千円とする。
- 3 要綱別表1の交付率欄1の推進事業における農村振興局長が別に定める実施 隊特定活動における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。
- (1) 大規模緩衝帯整備導入
  - 1 h a 当たり 4 8 0 千円とする。
- (2) 誘導捕獲柵わな導入
  - 1㎡当たり38千円とする。
- 4 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるI CT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)被害緊急対応型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
  - (2) 広域連携型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
- 5 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、被害防止活動に要する経費の1/2以内とするが、1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。
- 6 要綱別表1の交付率の欄の2の整備事業における農村振興局長が別に定める 上限単価(消費税を除く)は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

獣	種	等	侵入防	止柵の	上限単価	(円/m)	上限単価(円/m)
			種	類	(直営施工	で資材費の	(左記以外の場合)

		みの定額補助の場合)	
獣種共通	電気柵(1段当たり)	1 2 4	3 2 4
	ネット柵	960	2, 380
イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 480	3, 910
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	960	2, 380
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	***	2, 150	5, 430
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 430	3, 570

注:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合 柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とす る。

## (2) 処理加工施設の上限単価

	上限単価(万円/㎡)
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	3 8. 1

注:交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、 上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

# 7 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2、3及び6の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協

議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

8 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く。)の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

## 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表 1の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- (3) 要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び 同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認につ いては別記様式第9号により行うものとする。
- (4)整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に 定めるところによるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都 道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しく は廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着工

事業の着工(機械の発注を含む。)又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着工(着手)届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

#### 4 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場

合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、 当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

## (3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

## 5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

#### 第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

#### 第6 事業の評価

#### 1 事業評価

- (1)要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の1の(1) に定める広域都道府県域事業実施主体が行 う事業の評価及び同第6の1の(2) に定める事業評価の報告は、被害防止 計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うもの とする。

#### 2 改善計画

- (1)要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1) 及び(2) の改善計画の報告は、別記様式 第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年 度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行う ものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない 場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

# 第7 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

# 別表 1

# 1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制協議会の概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携
整備事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証との連携、市町村単独事業等他事業との連携 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

# 2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他 地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、 ICT等新技術実証ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容、捕獲頭数)並びに事業費、鳥獣被害防止都道 府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
1	

事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の 獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合 一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣 との捕獲頭数等も明記)、ジビエ等利活用推進・サル 合対策・他地域人材活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕 柵わな導入・ICT 等新技術実証との連携、市町村単独 業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項	整備事業
--	------

# 3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

#### 事 項

- 1 既存の機械・施設(以下「施設等」という。)の利用状況、利用継続年数等を把握 し調整していること。
- 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
- 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
- 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、 総会等で合意を得ていること。
- 6 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が 1.0 以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位 について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であ ると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。
- 7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 9 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
- 14 適正な収支計画となっていること(収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)
- 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- 16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
- 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

- 19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
- 21 施行方法の選択が適切にされていること。
- 22 入札の方法に関する知識を有していること。
- 23 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表3 推進事業の補助対象経費

	事業の補助対 内容	<sup>家在負</sup> 補助対象経費
推進体制の		<ul><li>会場借料、会議用機械器具の借料</li></ul>
整備	五 成 川 庄	- 事務用品
走州		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
有害捕獲	研修会・講	
1 合 冊 復	習会	・ 事務用品及び印紙代
	首云	
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 研修教材費
	7. 白 // >= ==	・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調	
	査	る賃金
		・専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動(捕獲個体処理を含む。)への役務要請に対
		する賃金
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 事務用品、印紙代
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 捕獲に必要な機材 (銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を関
		⟨。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 商品開発資材
被害防除	研修会	<ul><li>会場借料、研修用機械器具の借料</li></ul>
		· 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追	
	上げ	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	1.17	- 事務用品、印紙代
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料
		・ モンキードッグ訓練費用(警察大訓練所等の訓練士カ
		- モンギートック訓練負用 (言葉人訓練用等の訓練工)   行うものであって、モンキードッグ取扱者 (ハンドラー)
	I	コノカいしめつし、エンオニトツク収扱有(ハントリー)

1		も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー
		参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行
		う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対
		策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。)
		・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
	12 州 关証	る賃金
		- , , —
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 事務用品、印紙代
		・技術実証資材
		・ 書類等の印刷費及び製本費
	14 ± 15 15 ± ± ±	・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
	查	る賃金
		・専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・事務用品、印紙代
		・調査機材及びその借料
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 車両の借料及びその燃料代
生息環境管	緩衝帯の整	
理	備、放任果	.,
	樹除去、雜	• 事務用品、印紙代
	木林の刈払	• 請負施工費
	い等	・ 放牧家畜の借料
		・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代
		・ 緩衝帯の整備に必要な資材
		・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)

番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の地域提案(地域特認又は都道府県事業実施計画)、(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)、(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(事業の委託又は都道府県事業実施計画))の協議(鳥獣被害防止総合支援事業(都道府県計画)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(都道府県計画)の提出(変更))について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の4(第1の3又は第1の6)(別記2の第1の1(第1の2))(別記3の第1の4(第1の3又は6))の規定に基づき、関係書類を添えて協議(提出又は報告)する。

- (注) 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
  - 2 地域提案、地域特認、事業の委託(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)、 都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内 容がわかる資料を添付すること。
  - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記1の第5の2、別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の事業実施状況報告(平成○○年度)

番 号 年 月 日

#### ○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記1の第5の3 (別記3の第5の3))の規定により、別 添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第7号を添付する。
  - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止総合支援事業)の添付する別添にあっては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の添付する別添にあっては、別記3の別記様式第1号とする。

別記様式第3号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の評価報告 (平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第6の1の(2)の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第8号を添付する。
  - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号(別記1の第6の2関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は

○○県(都道府)知事 殿

○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業 実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告 します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		被害防止計画の達成状況								達成率	備考
		獣	田	標	基準年	1	年目	2	年目	3	年目	(%)	
			(	年)	度の実	(	年)	(	年)	(	年)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
  - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
  - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
  - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

# (様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

					業実				(15.///						善計						
区	分	指	標	目	標	計	風	1	年目	2	年目	3	年目	改	善計	1	年目	2	年目	34	年目
						策范	定時							画	策定						
				(	年)	(	年)	(	年)	(	年)	(	年)	(	年)	(	年)	(	年)	(	年)
		利用	量																		
		(km	、 ha																		
		等)																			
		利用	]率																		
		(%	<sub>o</sub> )																		
		収支	え差																		
		(千	円)																		
		収支	で率																		
		(%	( <sub>0</sub> )																		
		累																			
		赤	字																		
		(千	円)																		

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
  - 2 収支率は、収入/支出×100とする
  - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
  - 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
  - 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と 記載すること。

# 4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記1の第4の3、別記3の第4の3関係)

番号年月

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

所在地
 団体名
 (協議会名)
 代表者 役職 氏名 印
 又は
 所在地
 団体名
 (協議会名)
 代表者 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の交付決定前着工(着手)届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工(着手)することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工(着手)予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工(着手)を必要とする理由

## 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

27

別記様式第6号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

[ 事業内容 事業費等

 $\widehat{\mathbb{E}}$  $\widehat{\mathbb{E}}$ (うち交付金 (うち交付金 田 田 尔 うち地域提案メニュ・ 事業費

農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

 $\overline{\phantom{a}}$ 

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述するこ

被害防止計画作成数(協議中含む)

管内市町村数

〇〇県(都道府)

都道府県名

年度

平限

事業実施年度

課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載) 9

- (上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県として の考え方等を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲計画(又は実績)

			交付金額計(円)	
交付金額	Ē			
上限単価	· (公 (公 (公			
有害捕獲 三二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	計画(入は 実績)数 (頭数)			
実績(頭数)	〇年度			
直近3カ年の有害捕獲	〇年度			
直近3力年	〇年度			
対象鳥	á			

交付金額計(円)

埋設経費 焼却経費 現地確認等経費

処理経費等(円)

| | 注1:必要に応じて行を追加すること。 | 2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙1 (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙2 (3)被害防止計画の概要 別紙3 (4)都道府県広域補獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要 別紙4

交付金 事業費 (事業の経費の配分)

	事業費	<b>於</b> 白金	都道府県費	市町村費	から 街	事業主体
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
うち緊急捕獲活動						
整備交付金						

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 取組内容 交付金 (都道府県附帯事務費) 事業費 附帯事務費

(1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績) (別紙1)

200	事業実施主体等				-2	-	計画(又	事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1	事業)1/2	/2以内							_	
1				1							推進事業							
10   10   10   10   10   10   10   10		₩Ы	 	<b>美</b> 東		①推進体	k制の整備	-	有害捕獲(*)		③被[	<b>事防除</b>	4	生息環境管理	<b>III</b>	(①+②+(①+(②+(①)	5業合計 F3+4)	
	の種類計で内	画(修	联区 新分					対象鳥獣		対象鳥獣		事業費	実施内容の 概要		国庫交付金	事業費	国庫交付金	<b>筆</b>
												(E)		Ê	<u>E</u>	( <del>Д</del> )	( <u>E</u> )	
		T T																
		[																

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費○〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。 4:(\*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。 5:取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

29

2 事	:計画(又は実績)の概要(推進事業)定額	
	事業計画(	

		<b>華</b> 彬											
		国庫交付 金 (田)											
	①ICT等新技術実証 (円)	業											
	(®ICT	実施内容 の概要											
	#(C	国   国   次   次 (田)   (田)											
	<ul><li>③大規模緩衝帯 (円)(*)</li></ul>	業量											
	*大® 	乗内 路 の 関 圏											
	わな	M											
	(8)誘導捕獲柵わな (円)(*)	事業 田											
		実内概容を											
	(①+②+③+④+⑤+⑥)	国 画 承 次付金 (田)											
	(2) (2) (4) (3) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	無 業 (田)											
	·D												
	人材活用	費	++										
	⑥他地域人材活用	事業											
	9	実内 窓 路の 関											
事業	対策	国 (田) (田) (田) (田)											
推進事業	⑤サル複合対策	業量											
	(S)	実内概 容 ぬの要											
		画 画 本 公 田 田 本 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日											
	④生息環境管理 	事業 業 国 (田)											
	4年	実内概 容 路の要											
		国 (田) (田) (田)											
	谈	事業 田 田 公 田 公 田 公 日 公 日 日 公 日 日 公 日 日 公 日 日 公 日 日 公 日	+										
	③被害防除	乗 る を を を を を を を の を の の の の の の の の の の											
		終 終 無 無 成 競											
	(	万 (田) (田)											
	②有害捕獲(*)	# # E											
	2有害	実内概 容 施の要											
		対鳥象獣											
	<b>≧備</b>	国 画 画 次 公 年 (日)											
	①推進体制の整備	業量											
	①推進	乗る 報名 参の 場 を を を を を を を を を を を を を を を を を を											
		以 程分 第分 まり まり											
	₩ E	間の成											
		各種を対											
		超() 理 对 对 全 之 之 之 之											盂
	業出	名 (参画協 議会名)											<b>∜</b> □

事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。 (\*)については、単位当たりの単価(例:〇円/na等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。 農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」及び「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。 

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 (別紙2)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

 $^{\circ}$ 

事業実施主体等

		——— 中	<b>孟</b>			T									
			5法指定地 域の有無												
	の合計	3+4)	中山間地 に該当す <sup>5</sup> るか否か												
	整備事業	(1)+(2)+(3)+(4)	(J	(H)											
			<u> </u>	E E											
			国庫交付金	(H)											
	- - -	提案	業 業 (E)	(H)											
	- - - (	4)地域提案	実施内容 の概要												
			<b>対象</b> 鳥獸												
	1	化施設	国庫交付金	(H)											
		③捕獲技術高度化施設	יוושן	E E											
	(	③捕狐	実施内容 の概要												
			国庫交付金	Ĥ											
整備事業		焼却施設(*)	実施内容 の概要												
整備	工施設		<b>☆ 大家島栗</b>												
	②処理加工施設		国庫 次	Ê											
		食肉利用等施設(*)	יוושן	(H)											
		食肉利用	実施内容 の概要												
			対象鳥獣												
	(*)		H	Ê E											
		/2等)分	יוושן	(E)											
		通常補助率(1/2等)分(*	実施内容の概要												
	<b>事防止施設</b>	剰													
	①鳥獣被害防止施設 (五) (4) (4) 通		国庫交付金額	(H)											
		額分(*)	गीण	Ê E											
		資材費定額分(*)	実施内容 の概要												
			の 90 (* 対象鳥獣 * )												
		華 禁 国 TOT	の 48 18 18 18 18 18 18 18 18 18 1			+									
		₩€	種類												
	_	構成市町	<u>本</u> 布												<del> </del> =
		事業実施主 体名	(参画協議 余名)												<b>વ</b> □

広域連携型は2を記入する。 事業の種類については、被害緊急対応型は1

事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

-体的な整備内容を事業内容の欄に記載する。 その他の捕獲施設との--等のICTを用いたわなや、 促進に資するよう、スマートセンサ

事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備引 鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資す; 捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。 備考の欄の合計欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。 (\*)については、単位当たりの単価(例:〇円/m等)を記載するとともに、上限単価を結に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することする。 (\*)については、単位当たりの単価(例:〇円/m等)を記載するとともに、上限単価を結に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することする。 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、(六)と記載する。 中山間地に該当するか否かの欄は、5法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の傾斜が平均16度以上の地域(水田地帯を除く。)、 『農林統計に用いる地域区分の欄に、5法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策4路はに別間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は1、該当しない場合は2を記みする。資材費定額の欄のみの整備であっても記入する。 『農林統計に用いる地域区分の側定について」「平成13年1月30日付け19等計第956号)において中間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は1、該当しない場合は2を記を積の機のみの整備であっても記入する。 『農林統計に用いる地域区分の側につず記載の欄のの側が振発を含む。)を進める際にその指揮効率を高めるをある。 本施設整備がどのようするが長体的に必ず記載の被害が多発していたことから、緊急補獲活動支援事業を活用し出中において猟友会が有害補援を行うともに、集落を囲うように出際にワイヤーメッシュ柵を設備のよる。個体の指揮の方面にの適に連続が基準はある。 北地・大きが増りステムの活用、地域最家による追い払いを行いつつ、27年度国庫事業で取り組んだ101等新技術実証の成果を踏まえつつ、センサーカメラによる監視・透する細として活用。サル接近検知システムの活用、地域最家による追い払いを行いつ、27年度国庫事業で取り組んだ101等新技術実証の成果をとして活用。サル接近検知システムの活用、地域最繁による追い払いを行いつ、27年度国庫事業で取り組んだ101等新技術実証の成果をとして活用。サル接近様知りステムの活用、地域最繁による追い払いをでいの活用、27年度国庫事業で取り組んだ101等新技術実施しの境界を必要しまでは獲足の表別を表しまえまする。 9

(3)被害防止計画の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績) (別紙3)

被害防止計画の概要

က

1 事業実施主体等

	井	是 化													
		(備考)	軽減率 (%)												
	被害面積の軽減目標	目標値	(〇年度) (ha)												
	被害面積(	現状値	(O年度) (ha)												
			対象鳥獣												
被害の軽減目標(被害防止計画の目標)		(備考)	軽減率 (%)												
]標(被害防止	被害金額の軽減目標	目標値	(〇年度) (万円)												
被害の軽減目	被害金額6	現状値	(〇年度) (万円)												
			対象鳥獣												言구구
	で														広域連携型は2を記入する。
	目標指標の設定内容		面積目標												
	金額目標画														被害緊急対応型は1
	事計の内 楽画の容														については、
	事の 対策														事業の種類については
	推示于野村夕	<b>海及日里约</b> —												+=	
	事業実施主体名													d□	

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

# 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

# 1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

# 2 新技術実証·普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

## 3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

## 4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
  - 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行 管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を 添付すること。
  - 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

実施計画(又は実績) (都道府)事業 00億

推進事業概要(有害捕獲)	]害捕獲)																			
			-	①有害捕獲			(2)	②捕獲個体処理		③事務費(現地確認)	合計 ((1)+(2)+(3))			1頭1	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計		
事業実施主体名	構成	事業の言葉						実施内容の概要				単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠				<u> 御温所宗によ                                    </u>		海全海經	<b>一</b>
(参画協議休名)	中町杯		対象鳥獣   捕獲頭数 	頭数   上限単価	·価   補助金額 	5額   対象鳥獣 	埋	設焼		エルバヤ 補助金額 の概要 A ものの概要 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	預 補助金額			部 温 版	報類金(多)   6(	(0) (=(4)+(5)) (7) (7)			#X	
				(田/頭)		(田)			(田)		(H) (H)			(田)	(田)	**		(田)	(田)	
(協議会	(協議会の記載例)	( <u>[</u>																		
000協議会	A市	2 概)	インシン(成 獣) 200		8,000 1,600,000	),000 (大) (成)	· (現		10 200,000		1,800,000			2,000	4,000	000'9	400,000	800,000	1,200,000	
000協議会	A市	2 代)	イノシシ(幼 獣) 200		1,000 200,	200,000 (対)	( <b>\$</b> ):	2	100,000		300,000				4,000	4,000		800,000	800,000	
000協議会	A市	2 シカ	シカ(成獣) 50		6,000 300,	300,000 シカ(成獣)	<b>獣</b> )	10	150,000		450,000			3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
000協議会	A市	2 シカ	シカ(幼獣) 20		1,000 20,	20,000 シカ(幼獣)	(編)				20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
000協議会	ВЩ	2 ( ) ( ) ( )	インツン(成 戦) 80		8,000 640,	640,000 戦)	,(現				640,000			2,000	000'9	8,000	160,000	480,000	640,000	
000協議会	BĦŢ	2 獣)	イノシシ(幼 獣) 80		1,000 80,	80,000 獣)	( <b>%</b> )				80,000				3,000	3,000		240,000	240,000	
000協議会	BAT	2 H/L	サル(成獣) 100		6,000 600,	600,000 サル(成獣)	<b>;獣</b> )				000'009			2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
000協議会	0 本	2 27	クマ(成獣) 10		8,000	80,000 クマ(成獣)	(編				80,000			5,000	000'9	11,000	50,000	000'09	110,000	
000協議会	C#	2 カラス	ا 15		200 3,	3,000 カラス					3,000				1,000	1,000		15,000	15,000	
合					3,523,000	000			450,000		3,973,000						1,040,000	3,015,000	4,055,000	

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	<b>捕獲技術高度化施設</b>	地域提案

経費の配分及び負担区分

	華苑		
	その他 (D)	£	
区分	· 町村費 (C)	E	
	費 市	Æ	
負担	都 道 府 (B)		
	交付金(A)	E	
総事業費	<u>a</u>	田	
	K	鳥獣被害防止総合対策推進交付金鳥獣被害防止総合対策整備交付金ア 事業費イ 附帯事務費	中
		7.	

Ш 町 # Ⅲ 事業完了予定 (又は完了)

IV 収支予算 (又は精算) (1) 収入の部

供			
増減	減	E	
比較	<b></b>	臣	
前年度予算額	と 算 徴 ) 十 額 額 )	臣	
本年度子算額 ( ユ ユ ナ チ 年 申	* は、	臣	
\forall \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau		鳥獣被害防止総合対策推進交付金鳥獣被害防止総合対策整備交付金その他	台
		128	

支出の部 (5)

	一一		
増減	減	£	
以 較	嗣	丘	
前年度予算額	入 は	田	
本年度予算額	<ul><li>くなや 中 算 算 額 )</li></ul>	Æ	
	K ~	1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金ア 事業費イ 附帯事務費	卡

ν<sub>ο</sub> との併用を可能とす た。 Xは2。 7 添付書類 交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付するこ。 実績報告の際には、以下の資料を添付すること。1及び2の添付を原則とし、3については、1 1 整備事業にあっては、財産管理台帳の写し 2 推進事業にあっては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し 3 事業実績内訳明細書(別紙様式)

(別紙) 事業実績内訳明細書 事業種類(

		盖苑		
		その 色 (D)	臣	
	区	市町村費(C)	E	
	負担	都道府県費(B)	E	
		交付条 (A)	E	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	サ 来 気 (A) + (B) + (C) + (D)	臣	
	* + + +	75		11111111
十十十二十八十				⟨□

洪

同税額がない場合に 合計の欄の備考の欄 をいずが、  $\neg \triangleleft \Box$ うち国費○○円 額を減額した場 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。 事業種類の ( )の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。 備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税 に合計額(「除税額〇〇円 うち国書〇〇円」)と記入すること。 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。 H 27 E

別記様式第7号(別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係)

及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告) 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

事業費等(事業実施状況)

都道府県名	事業実施年度
Ê	Ê
(うち交付金	(うち交付金
£	E
事業費	うち地域提案メニュー分

〇〇県(都道府)

年度

平

農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

数値等も交えて具体的に記述すること。 (事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を

都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題等に対応させて記述すること。

事業の実施状況の概

-を含め事業の実施状況を記述すること。 (地域提案メニュ-

事業の実施状況を踏まえた今後の方向

. % (事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載す

6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載) (捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実 施状況を具体的に記載すること。)

交付金額 (円) 上限単価 (円/頭・ 羽) 有害捕獲 実績数(頭 数) 都道府県内の有害捕獲実績数 直近3カ年の有害捕獲実績(頭数) 〇年度 ○年度 ○年度 〇年度 本年度の表 対象 獣

交付金額計(円)

交付金額計(円)

現地確認等経費

処理経費等(円)

埋設経費

注1:必要に応じて行を追加すること。

2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする

(事業概要) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙1 (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要

別紙2 (3)被害防止計画の概要

別紙3 (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

別紙4 (5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要 別紙5

事業費 (事業の経費の配分)

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 

その他 市町村費 都道府県費 次付金 うち都道府県広域捕獲活動等 うち緊急捕獲活動 整備交付金 推進交付金

 $\widehat{\mathbb{E}}$ (内訳を記載すること。) 取組内容 交付金 (都道府県附帯事務費) 事業費 附帯事務費

事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。 注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に

報告(平成〇〇年度報告) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況 (別紙1)

備考

		業合計 ③+(4)	画	次 付 金 (田)											
		(①+(②+(③+(4)))	事業費	Ê											
			世	文 中 金 (中)											
		4年息環境管理	事業費	Ê											
		(4) (4) (4) (4) (4)	実施内容	9.2 数 数											
			画	(古) (田)											
		方除	事業	Ē											
	推進事業	③被害防除	実施内容	9. 秦 W											
	推進		<b>対</b> 後 鳥獣												
			車田	公付(田)											
/2以内		莲(*)	事業	Ē											
事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1/2以内		②有害捕獲(*)	果 施 品 企	O 奏 W											
)概要(推			対象鳥獣												
\$実績)の		丰	画	(田)											
計画(又(		①推進体制の整備	事業	Ē											
2-1 事業		①推通	実施内容	9. 秦 W											
			₩, 7ш. *												
	; ;	<b>実</b> 海 黎	捕獲有資格者の有												
			敗組 区分 設置 (予定)	年月日											
		<del>⊪</del> ;	計の内画の容												
本等			構 と と と と を を を を を を を を を を を を を を を	К											
1 事業実施主体等			事業実施主体名 権(参画協議会名) 四												和

39

		華															
	東証	国庫交付金	( <u>E</u>														
	⑩ICT等新技術実証	事業費	(H														
	(®ICT	実施内容の概要															
		国 庫 実数	l (田)														
	<ul><li>9大規模緩衝帯</li><li>(円)(円)</li></ul>	ロ/・/ Language	(田)														
	9大規 (用)	M															
	真補わな。	費国庫交付金															
	⑧誘導捕獲柵わな	(17)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)(*)	(田) H														
		—————————————————————————————————————	<u>Z</u>														
	(2) 推進事業合計 (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	国															
	  推進事業  -		(F														
			(E)														
	村活用	国面外外外	Œ														
	(a) (a) (b) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	—————————————————————————————————————	Œ														
	9																
<b>#</b>	K 张	国本分															
来 単	正位手来 ⑤サル複合対策	事業費	$\widehat{\mathbb{H}}$														
	(S)	実 と 名 の 国	享 X														
	囲	国本	l E														
	4)生息環境管理	事業	Ê														
	(4) (4) (4)	実内 部 路の 関	<u>ξ</u> Κ														
		国体															
	透		(田)														
		乗内 報 容 報 の 電															
2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		国 車 本															
事業)近	*		(田)														
5(推進	②有害捕獲(*)	乗 るの 事															
)の概要	(S)																
事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額		事 松鼠 松鼠 黎類															
計画(又	の整備	曹 国 庫 公公子															
	①推進体制の整備	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(H)														
2-2		 	<u>청</u>														
_	# In	# 計 の 内 海 回 の 容 財 区 図 銀 区 の															
#		事の輝業の類															
1事業実施主体等		構成市 町村名															丰
事業美	# + *	半米米 上体名 (参画協 議会名)															<b>∜</b> □
' L	lη				1	<u> </u>	1	1			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。 4:(\*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。 5:取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。 6:農業者団体等民間団体被害防止活動については、「有害捕獲」、「被害防除」及び「生息環境管理」欄等にそれぞれ記入する。

## (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 (別紙2)

# 鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

			<u>†</u> #	<b>宝</b> 化											
				5法指定地域 の有無											
		どの合計	(1)+(2)+(3)+(4)	中山間地 に該当す るか否か											
		整備事		国庫交付 (田)											
				業(田)											
				国 申 会 (田)											
			4)地域提案	# # (E)											
		(	4) 批算	実 と の 機 関											
				这 多 馬 野											
		:	:化施設	国庫交付 金 (田)											
			③捕獲技術高度化施設	報 無 無 …											
		(	豐 	実施内容											
				国庫交付金 (円)											
			焼却施設(*)	華 (田)											
	整備事業		焼却邡	実施内容 の概要											
		②処理加工施設		<b>汝</b> 樂 票											
		②処理		国庫交付金 (田)											
			<b>等施設(*)</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
			食肉利用等施設(*)	実施内容 の概要											
				<b>达</b> 樂 票											
			*)	国庫交付 金 (田)											
			/2等)分(	新 新 田											
( )			通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 の概要											
備事業		①鳥獣被害防止施設	通												
既要(整		①鳥獣被害		国庫交付金 (田)											
事業計画(又は実績)の概要(整備事業)			資材費定額分(*)												
(又は実			資材費定	実施内容 の概要											
業計画				<b>本</b> 多 電 票 票											
2 事				は の の の の の の の の の の の の の											
				を 種類 の の の の の の の の の の の の の											
主体等				各											
1事業実施主体等				(参画協議会名)											仙
1			₩ 業 ※	》 参 画 み											

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を事業内容の欄に記載する。 4:捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

0 0 4 D 0 ... .. ..

თ თ 10:

			3 被害[0	被害防止計画の概要	の概要									4 捕獲実績	三	
							被害の軽泳	咸目標(被害瓜	被害の軽減目標(被害防止計画の目標)	標)				鳥獣被害 支援事	鳥獣被害防止総合 支援事業での	
構成市		<u>₩</u> 世	目標指	目標指標の設定内容	内容		被害金額の	被害金額の軽減目標			被害面積	被害面積の軽減目標		捕獲	<b>美実績</b>	<u>ቶ</u>
町村名	事素の種類	の内容		<u>!</u>		- - -	現状値	目標値	(備考)	; ;	現状値	目標值	(備考)	; ; ;		<b>童</b> 化
			金額目標	面積目標	の目標	対象鳥獸	(〇年度) (万円)	(〇年度) (万円)	軽減率 (%)	対象鳥獣	(〇年度) (ha)	(O年度) (ha)	軽減率 (%)	対象鳥獣	捕獲頭数	

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

## 1 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

## 2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

## 3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

## 4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
  2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。
  3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが
  - 分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
  - 4:その他必要な参考資料等を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

推進事素概要(有青埔獲)	<u>有舌捕煲/</u>					-		  -		-	=		=		_			-	
				①有害捕獲	.捕獲		②捕獲個体処理		③事務費(現地確認)	(①+(②+())	( <u>©</u>		1頭あ	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計		
事業実施主体名(参画協議会名)	構成市町村	事業の種類等	対象鳥獣	捕獲頭数	上限単価	補助金額 対象鳥獣	実施内容の概要 埋設 焼却	補助金額	実施内容 の概要 補助	補助金額 補助金額	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	都道府県によ 市る報奨金(仏) 報	中町村による 報奨金(⑤) 6(	会計報奨金額 る ((=(4)+(5)) (7)	部退所系によ る報奨金(合 報) 計) (ア)(=捕獲頭	中町村による 報奨金(合計) 輔 (多)(=捕獲頭 (9)	報奨金額総計 ⑨(=⑦+®)	華
					(円/頭)	(田)		(田)		(田)	(田)		(田)	(田)	(田)	数×(A) (円)	数×30) (円)	(田)	
(協議会の	きの記載例)	(jié																	
000協議会	A市	2	インシン(成 戦)	190	8,000	1,520,000 獣)	10	000,000		1,720,000	000		2,000	4,000	000'9	380,000	760,000	1,140,000	
000協議会	A市	2	インシン(成 戦)	50	4,000	200,000 大ノシシ(成戦)		100,000		300,000	000 平成〇年〇月から単価を変更		2,000	4,000	000'9	100,000	200,000	300,000	
000協議会	A市	2	イノシシ(幼 獣)	200	1,000	イノシシ(幼 獣)	5	100,000		300,000	000			4,000	4,000		800,000	800,000	
000協議会	¥∀	2	シカ(成獣)	20	000'9	300,000 シカ(成獣)	10	150,000		450,000	000		3,000	5,000	8,000	150,000	250,000	400,000	
000協議会	¥	2	シカ(幼獣)	20	1,000	20,000 シカ(幼獣)				20,1	20,000		1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000	
000協議会	BĦŢ	2	インシン(成戦)	80	8,000	640,000 大ノシン(成)				640,000	000		2,000	000'9	8,000	160,000	480,000	640,000	
000協議会	BĦŢ	2	イノシシ(幼 獣)	80	1,000	4ノシシ(幼 80,000 獣)				80,0	80,000			3,000	3,000		240,000	240,000	
000協議会	BAT	2	サル(成獣)	100	000'9	600,000 サル(成獣)				000'009	000		2,500	3,000	5,500	250,000	300,000	550,000	
000協議会	BAT	2	サル(成獣)	35	2,000	70,000 サル(成獣)				70,4	70,000 平成〇年〇月から単価を変更		2,500	3,000	5,500	87,500	105,000	192,500	
000協議会	<b>₩</b> 0	2	クマ(成獣)	10	8,000	80,000 クマ(成戦)				80,0	80,000		5,000	000'9	11,000	50,000	000'09	110,000	
000協議会	の村	2	カラス	15	200	3,000 カラス				3,6	3,000			1,000	1,000		15,000	15,000	
中						3,713,000		550,000		4,263,000	000					1,207,500	3,280,000	4,487,500	

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	(株 知 旅 設 )	<b>埔獲技術高度化施設</b>	地域提案

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

〇年度報告) 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(平成〇

〇〇県(都府道)

被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する

各事業実施地区における被害防止計画の達成状況 4

	都道府県の評価									
	第三者の意見									
	事業実施主体の評価									
ш	面積 個 達成率									
	がころが 被害面積 目標値 実績値									
被害院に計画の日煙と宝績	名									
事辨										
	事業効果	(記載例)	(鳥獣被害防止施設)	・集落と山の境界で、イノシシ、シカ、サルによる大根、白菜等の野菜類の被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急補獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置。進入路となる河川や道路に誘導捕獲柵わな及び箱ワナを設置。サル接近検知システムの活用、地域農家による追い払いを行いつつ、センサーカメラによる監視・遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施。これらの取組により、事業実施市町村におけるインシの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲頭数は15%増加(施設整備前の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで200頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで100頭、シカで14施設整備前後では獲頭数にないかの名割に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで100頭、カカで200頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の有害捕獲頭数はイノシンで120頭、シカで230頭。なお狩猟による捕獲頭数	(処理加工施設)	・事業実施市町村におけるインシの食肉の販売額及び販売量が1割増加(施設整備前の平成〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は 〇トン。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の販売額は〇円、販売量は〇トン) ・事業実施市町村におけるインシの処理頭数が15%増加(施設整備前の平成〇年度では年間の処理頭数〇トン。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では年間の処理頭数は〇トン) ・事業実施市町村におけるインシの1頭あたりの処理経費が5%削減(施設整備前の平成〇年度における1頭あたりの処理経費は〇円/頭。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では1頭あたりの処理経費は0円/頭。 ・事業実施市町村における有害捕獲鳥獣のうち食肉等の処理頭数割合がイノシン、シカともに20%増加(施設整備前の平成〇年度では年間のイノシン(年間100頭捕獲)及びシカ(年間150頭捕獲)の食肉等の処理頭数割合はともにの。平成〇年〇月に竣工し、整備後の平成〇年度では1頭あたりの処理領数割合はともに20%増加(施設整備前の平成〇年度では年間00イノシン(年間120頭捕獲)の方24頭食肉処理)及びシカ(年間200頭捕獲のうち40頭強力に20%増加(施設整備前の平成〇年度では年間の1200頭指獲)の方24頭食肉処理)及びシカ(年間200頭捕獲のうち40頭食肉処理)の食肉等の処理頭数割合はともに20%増加。 ・事業実施市町村におけるインシンの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲のうち40頭食肉処理)の食肉等の処理頭数割合はともに20%増加。	(焼却施設)	・事業実施市町村におけるインシン及びシカの焼却処理頭数が、各々10%、5%増加(施設整備前の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシン〇頭、シカ〇頭。)シ〇頭、シカ〇頭。ラカ〇頭。フカ〇頭。カーのボンカ〇頭。カカ〇頭。カカ〇頭。カカーに変工し、整備後の平成〇年度では年間の処理頭数はイノシン〇頭、シカ〇頭。)・事業実施市町村におけるイノシン及びシカの1頭あたりの処理経費が、各々10%、15%削減(施設整備前の平成〇年度では1頭あたりの処理経費はイノシン〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ〇円、シカ	(捕獲技術高度化施設)	・事業実施市町村における銃猟免許有資格実施隊員が施設整備前の平成〇年度は5人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇年度は15人と10人増加 の平成〇年度は15人と10人増加 ・事業実施市町村における有害捕獲に取り組む銃猟有資格者が施設整備前の平成〇年度は10人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の平成〇年度は25人と15人増加 ・事業実施市町村における有害捕獲に係る銃猟研修会参加者が事業実施前の平成〇年度は50人であったが、平成〇年〇月に竣工し、施設整備後の〇年度は75人と25人増加 ・事業実施市町村におけるイノシンとシカの捕獲頭数(有害捕獲+狩猟+〇〇)が各々5%(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加 ・事業実施市町村におけるイノシンとシカの捕獲頭数(有害捕獲+狩猟+〇〇)が各々5%(100頭→105頭)、10%(150頭→165頭)増加
	利用率- 稼働率									
	本 開始									
	事業内容 事業量 管理主体									
	太 無 事 事業									
-	選 選 関 対 関									
	事業実施主体名(協議会名)									

注1∶被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の爛も記載する。 2∶都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。 3∶事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施がの定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4∶「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

る総合的評価 都道府県によ Ŋ

別記様式第9号(別記1の第4の1、別記3の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地

団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業)の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の2(別記1の第1の6)(別記3の第1の2)(別記3の第1の6)の規定に基づき、関係書類を提出する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
  - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

関係 (又は実績)) (広域都道府県城計画 獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 合支援事業及び鳥 : 防止総(括表表) 害総 獣被: 1 1

 $\circ$ 

并	<b>三</b>				
	その他	E			
	市町村費	E			
負担区分	都道府県費	E			
	国庫補助金	田			
# #	· 米	E			
半	来 今 公	総 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	4 小	推進事業 緊急捕獲活動	世
中	<b>中</b> 米	高 長 女 被 事 事 以 業 上 記		鳥獣被害防止緊 急捕獲活動支援 事業	<b>√</b> □

ち国費〇〇〇円」 施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。ほこっいて、これを控除した場合には「除税額○○○円・・が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。 こは、事業実施に係る国庫権に係る国庫権等控除相当額にと、同税額2と、同税額3 に施等」 欄実税し 費業費な 村事消当 町、る該 市は係「 <u>C分の都道府県・市</u> <u>C分のその他欄に</u> **順には、仕入れに**係 1額がない場合は 区区欄稅 担担考同 負負備、 *1*E 327

( )

纪
${\rm \blacksquare\!$
6
継
빠

	迟
	¥
	浴
	垂
	9
تہ	
	画
	1111 III
松	긕
#	因
6	删
	被
1	
חווום	$\bigcirc$
	$\Box$
ന	

定 の規 \* 4 紙 争 134 紙 年法律 19 (平成 無 洪 10 4 害の防止のための特別措置に関 鳥獣による農林水産業等に係る被害に基づく被害防止計画の作成ア 広域市町村域内の市町村が共同イ 広域市町村が共 人 広域市町村域内の布町村が共 「大域市町村域内の各市町村」、 単に

一して作成に作成れて 回り

防止計画の作成 删 記以外の被 ريـ IJ 10 to 記入、 印谷  $\bigcirc$ IJ 尔  $\times$ 10 to 汌 潔 といく IJ 画の作成状況 11111111 븨 防 冊 被 (洪)

関連状況 0 ريد 胀 摇 他の力  $\stackrel{\circ}{\circ}$ 

の作 1 1 紙 10 画 to 定 捆 に規グ 防除案 严  $\vdash$ 紙  $\gamma$ 基  $^{\circ}$ 条の <u>N</u> 中 紙 78 (全 紙 年法律多 88 紙 無 16 拼 (平成 # 7 (平成 無 浜 10 锤 to 関する法 の防止に関 IJ 1日代 删 被 の歯回 3 庥 Ù 猟取 符る 卡 だや 米 び資 ء 並に ₩ 国阻 3 河岸 4 重に IJ **A** 及管 :の保護/ :定鳥獣  $\mathbb{H}$ 外来了 定 獣特 鳥種 特成 ع کن IJ 10 記入す *1*H 믒 | | | | 爗 汌 潔 今は、 鄵 ている 画を作成し **~** 7 に基、 る市町村において、外来生物法1 主体が属す 摇 事業実) (洪)

## 翢 **些概** 施金を 業 接 議 4 事 (1)

備が	
役割分担内容	
構成機関の名称	
協議会の名称 及び設立年月日	

ريد IJ 組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付する 籞 員名為 役 協議会の規約、

## 専門家等の連携 2

地域における取組 3)

具体的な取組内容

	活動支援事
	上緊急捕獲 及び調整等
	鳥獣被害防当無の勢守
	めむおん、
	すること。名かは新年
	内容を記入 古針 発数
	取組事項、アの休割や
	対等地域の数等ペップ
	おける古野西洋から
	防止対策に日極速が
	鳥獣被害なんは猫
	(洪)

取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会 ۷ Ŋ 目標達成に向けた広域協議会え方等記載すること。 る補後との著の多 米し رد لِ

の推進事業の内容 洲 # 育防止総合支援事 等防止活動推進 Jに関する実施計 争争制 被被存 

(又は実績) 画温

間份在日口	◇ 業 ◇	₩ <del>E</del>	# #		(負担	負担区分		無考
	は 展 占		$\mathbb{K}$	国庫補助 金	都道府県 費	市町村費 その他	その他	
(定額)			E	E	E	Ħ	Ħ	
(1/2以内)								
111111111111111111111111111111111111111								

県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。 県費及び市町村費以外の額を記入する。 存库 き施に係る都道M E補助金、都道M 実庫 業国 事る 分の都道府県・市町村費欄には、当分のその他欄には、事業実施に係が等の活動について記入すること。 区区会 担担議 負負協 H 27 E (洪)

②有害捕獲に関する実施計画(又は実績) ア 狩猟免許の取得

			1	
備考				
	その色	E		
負担区分	県 市町村費	臣		
負担	都道府県 費	田		
	国庫補助金	田		
中	# K	E		
<b>₹</b>				
形	X 字 数			
4 分等				
	7.	(定額)	(1/2以内)	1 1111 I

負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する、 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。  $\sim$   $\sim$ (洪)

有害捕獲に関する事項

備考				
	その他	E		
負担区分	市町村費	E		
負担	都道府県 費	E		
	国庫補助金	田		
# 中	# K	E		
₩ <del>E</del>				
一 年 年 年 年	米 高 は 過		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
计争争特				
(中国) (中国) (中国)		(定額)	(1/2 以内)	11111111

都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する、 都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。 き施に係る者 音補助金、書 区分の都道府県・市町村費欄には、事業実 区分のその他欄には、事業実施に係る国庫? (負) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) H 07 (洪)

③被害防除に関する実施計画(又は実績) ア 現場技術指導者の育成

			<u>:</u>	
中	星			
	その色	E		
玄分	市町村費	臣		
負担区分	都道府県費	E		
	国庫補助金	E		
用 用	# K	E		
¥				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ヨダハ数			
超网里出	四角機制の名称	(定額)	(1/2以内)	111111111111111111111111111111111111111

都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。 都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。 き実施に係る 1庫補助金、書 ・市町村費欄には、事業には、事業には、事業実施に係る国 区分の都道府県 区分のその他欄 負負 担担  $\Box$ (洪)

被害防除に関する事項

			1	
并	<b>三</b> 心		1 1 1 1 1 1 1 1	
	その色	E		
負担区分	市町村費	E		
	都道府県 費	E		
	国庫補助金	E		
#	<b>中</b> K	E		
£				
4 4 4				
	<b>美国美国</b>			
中中	<b>受</b>	(定額)	(1/2 以为)	- <u>†</u> - 1111¤

施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。 補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。 分の都道府県・市町村費欄には、事業実7 分のその他欄には、事業実施に係る国庫2 |X||X|担担 負負  $\sim$  2 (洪)

④生息環境管理に関する実施計画(又は実績)

		ı	ı	ı	1
年	m 化				
	その他	E			
( <del>)</del>	市町村費	E			
負担区分	都道府県費	田			
	国庫補助金	E			
申米弗	<b>中</b> K	E			
£	‡ 2				
4 年 2 年 2 年 3 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4	大 后 下 为				
本 全 本	<b>受受</b>				
		(定額)	(1/2 以内)	111111111111111111111111111111111111111	

 $\kappa_{\rm o}$ それぞれ記入す 額を記入する。 県費と市町村費の合計を・ 県費及び市町村費以外の3 府府 都 都 道 17条211円条31円条 福律[ 実庫 業国 ・市町村費欄には、事 には、事業実施に係る| 区分の都道府県 区分のその他欄 (洪)

⑤サル複合対策に関する実施計画(又は実績)

大 石 石 本		4 年	4 华 任 异 丑	Ę.	# # #		負担区分	5分		<i>本                                    </i>
		<b>达</b>	大局 不是 不	ф <u>С</u>	<b>中</b> 黑	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	<b>高</b>
! \	(定額)				E	E	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E	E	
! \										
11/10	! \					 	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1
######################################										
	111111111111111111111111111111111111111									

10 それぞれ記入す 額を記入する。 の 中をごり 次外の 後に 女子の 巻 の實 唐村 県費と市町村 県費及び市町 存存 都道 都道 施補 実庫 業国 V欄には、事業 き実施に係る国 唐業 F県・市町村費 A欄には、事業 担担 負負 -2(洪)

⑥他地域人材活用に関する実施計画(又は実績)

		<u> </u>	T	
班	<b>三</b> 企			
	その他	E		
分	市町村費	臣		
負担区分	都道府県費	E		
	国庫補助金	E		
申米串	<b>中</b> K	E		
-{§	ф <u>С</u>			
14 24 24 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34	大			
李 李 本	<b>多</b> 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
字 在 正 詳	i i i i i i i	(定額)	(1/2 以内)	11111111

N いぞれ記入する ご記入する。 れを そ額 \$ G 計外 合以 の實 實村 村町 甲干 市当 と及 唐唐 黑黑 府府 泗泗 都都 10 係金 に助 施補 実庫 業国 事る はに、後 に施 曹業 村事 県뻹 府他 | | | | | | 66 分分  $\bowtie$ 担担 負負 (洪)

⑦大規模緩衝帯の整備計画(又は実績)

并	<b>三</b> 介		
	その他	Æ	
: <del>/</del>	市町村費	E	
負担区分	都道府県費	臣	
	国庫補助金	E	
事業費		E	
内容			
実施時期			
计子中计	<b>必然归</b>		
44 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(A)		111111111111111111111111111111111111111

10 ىل 赵 る。 定権 す。決 入る模 : それぞれ記〉 )額を記入する )な地図、規格 の費か 対町が割り付け マ市町を及び市場を区域が 県県止費費対 府府防 道道の **跨** る、地 係金農 に助、 施補囲 実庫範 業国備 事る整 はにし、係、 に補記 爛実を 曹業等 村事率と ・にに、なり、なり、経り、経り、経り、経り、経り、 県欄欄付 府他の添 道の模を のの・定都そ規等 分分容規 区区内理 担担備管 負負整 3 2 1 (洪)

資

(又は実績) 国 誘導捕獲柵わなの整備計  $\otimes$ 

衣

并	<b>一</b>		
	その他	E	
公分	市町村費	E	
負担区分	都道府県費	E	
	国庫補助金	E	
*	中 采 煎	臣	
内容			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
7元 白 光7	<b>%</b> 這		11111111

10 ・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入すには、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。の規模(設置数)、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。 県欄所 1区分の都道府県 1区分のその他欄 1内容、設置場別 負負整担担備 H 27 E (洪)

<ul><li>9 ICT </li></ul>	⑨ ICT 等新技術実証に関する実施計画	に関する	実施計画 (又は実績)						
4年 日 出	拉 是 母 拉	计字符		#		負担区分	医分		并
× ※ ※ ※ ※ ※	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>米</b>	<b>4</b>	<b>中</b> 风	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その色	屋
				E	£	E	田	田	
11111111									

10 合計をそれぞれ記入す 以外の額を記入する。 の實 實村 村町 F県費と市町本 F県費及び市町 府府 都 一 一 一 に係る記事を発送を 施補 実庫 業国 ・市町村費欄には、事 には、事業実施に係る| 県齱 府包 の都道屋のその金 分分  $\bowtie$ 祖祖 負負  $\neg \circ$ (洪)

実績) せ × 画 捆  $\mathbb{H}$ **1**0 to 黑 IJ 重 笳 긔 防 删 被 # 1 罡 出 糠 \* + 神 継 畖 (2)

年	章 九		
	その他	E	
負担区分	市町村費	田	
	都道府県費	E	
国庫補助金		E	
事業費		臣	
内谷			
実施時期			
才 在 幸	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		
44年 日 平	Ę		+==

R to 入る がた記言 れを そ額 \$ G 計文 合以 の實 費村 村町 町市 声が と及 實實 黑黑 府府 酒酒 **巻** w, 医金 に助 施補 実庫 業国 事る 、深 はに に施 爛実 曹業 村事 上 、 市は · !! 県뻹 府包 道の 都そ 66 分分  $\mathbb{X}\mathbb{X}$ 担担 負負  $\sim$   $\sim$ ( 注

 $\mathbb{K}$ 6 継 # 靊 整况 の状 洲张 事指 接越 支挑  $\langle \Box C$ 対談 出数 防備 全全 被設 颗祐 **#**\_  $\vdash$ 9

	<b>三</b>	
中 山間地に 該当するか 否か		
	羅島	
	貫未	
地域指定状況	本票	
和	開	
	山村	
7	(新) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基	
本十十二十	<del>V</del>	

法 ス マ め の る 馬を対し、 **推地** 二 該 型 ・ 帯指字か、 対定成の 等さ と解析する。 こ地き、 作記入するに 発言 3条に基づ について」 世域のいずを 区分欄に○印を記辞局、小笠原諸島、小笠原諸島等別措置法第3条時別域区分の制定に関係に対しませたがかがまたがの割まに関すれている地域 する臨いなる。 Aについて、該当す或のほか、沖縄、 種類のほか、沖縄、 種類料地帯農業振興臨「農林統計に用いては口間農業地域に 况域傾、又 ★ 型金 ○ 基 3ける地域の指定状2欄は、5法指定地2欄は、5法指定地等別豪雪地帯、旧急はの水田地帯を除く、水田地帯を除く、十間農業地域、7、中間農業地域 - る対象地域におけ ミ当するか否かの権 うき指定された特別 5 度以上の地域 ( 956 号) において - ること。 備に基均計人 整地に平等記 設山 7内 ○ ◇間項の る 施中第地けは 条箱付合  $\Gamma$   $\sim$ 

る突日湯

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

備考	
整備予定率 (A+C)/(A+B)	%
整備計画面積 (C)	ha (m)
要整備面積(B)	ha (m)
整備済面積 (A)	ha (m)
対象鳥獣	
区分	侵入防止柵

4) IJ 10 fo K 딞 ₩ 續 国 ている ر 圄 11111111 ₩ 靊 設の整 捆 において 座ら # $\mathbf{r}$  $\mathbf{r}$ 談 汌 24 77 6 行 国 靊 罊 翢 町村内 干 せ IJ 糧 續 国 国 靊 罊 (洪)

## 續 × 画 靊 緻 6 設 捆 긔 防 删 被 製 业 က

<b></b> 新			
補助率		%	
	その他	E	
5分	市町村費	飪	
負担区分	都道府県費	臣	
国庫補助金		臣	
事業費		E	
実施内容			
受匠 검教			
整備地域			
44年 日 許	Ę		111111111111111111111111111111111111111

(洪

。集 *M* 。予価 す記りる人単 入をた 記額当 MO E 合以の計外に の費毎 費村類 村町種 町市の 市が集 と及び に施置 爛実設 H 22 E

の仕様の分か 費費及ごを ・都道府県 ・ 都道府県 ・ 対象戦権 ・ 対象戦権 ・ 対象戦権 ・ 全を添付する - 年のICT 県県種って 係金図学る、参 業国分が、日本年のなった。 おからからしょう ストン・ストー 

幺 的な # 1 0 4) 榖 摇 熯 の補沙 all6 V R さな、 いた  $\neg) \equiv$ 4

4 6 紙 悝 ₩ 6  $\vdash$ 1 t Ш 0 **30と**の多 月ン業率 3る事効 年ず接獲 の付支浦 2添合の 成を総そ 平葬出に ゆうとにしに動ぶた。おた加支ぎ (自担区分の都道府県・市町村費権 自担区分のその他欄には、事業 (会人防止柵等の被害防止施設の部 資料、導入資材の内部及び事業費 (対象的な捕獲の促進に資するよう 内容を実施内容の欄に記載するよう () に無数害防止総合対策交付金 () 実施内容の欄は配置の事業 () 実施内容の欄は配置がある () 実施内容の欄は施設の整備内容 () 実施内容の機は施設の整備内容 () 実たどの鳥獣被害防止緊急補獲活種 がどのように寄与するか具体的に必 曹業の養よい。出容活に神漢の曹よう。 しょいいい  $^{\circ}$  $\Omega$ 

事 独整 単設 村祐 甲卡 # æ, 獲た 捕る 斉め 1 堰 資防際 る害る~ の実施について」 と資効率)に係る 養活動(鳥獣被害 きむ。)を進める こよる記載も可)。 が、神を紙の投資を経済を記念を 効果ののと 対数域外ご 用対地以る 費用各業す る費、事載 け『え接記 るおた加支ず 業が 9

## せ × 国 靊 黝 6 (路 捆 异 斑 • 設 图 撒 $\blacksquare$ 平 ≪ 食 摇 Н 廿 団 2000 4

1			<del>   </del>
備考			
補助率		%	
	その他	E	
担区分	市町村費	E	
負担▷	都道府県費	E	
	国庫補助 金	E	
事業費		E	
実施内容			
<b>以</b> 匠 검教			
整備地域			
各自	<b>炎</b> (%)		111111111111111111111111111111111111111

25 ريد 3 赵 to 根 入る定 記す決 次記が大記が大説を接ば、大様は、 れをび そ額及 冬の図 計外地 合以な の費う 費村よ 村町る 町市か 市び分 と及が 唐唐田 県 県 編 府府象 **泗**泗衣 都都 る、所 医金鸡 に助置 施補設 実庫の 業国人 事る設 、医插 はに却 に施焼 欄実· 唐業設 村事施 声、禁 市は用 に対 県欄肉 府他食 酒の) m 22 m

菜

資

3

6

村単( 紙 涶  $\mathbb{H}$ 旨 干 6  $\vdash$ 1 漢 t 無 汝 Ш  $\vdash$ 8 LA B 月ン業 3る事 年ず援 の付支 2添合 成を総 计菜出 (資防 しる害 **しい** に 所 に 無 被 言 猫 (C・ 5 科) (鳥 施效動 実資活 の投簿 析()補 分析害る 果分育ら 効果の 対対減 用対地 費用各 る實、 け、足 おた加 にしに 金田家 付算内 交り備 策よ整 対にの 合)設 総知福 止運は 都そ設と防長欄 のの施と害局の 分分工る被産容 区区加す獣生内 担担理付鳥号施 負負処添「ら実 16  $^{\circ}$ 4

粼 談 困 H S 4 10 B 恒 *1*64 揪 效 灤 の捕灸 \$ 싢 憠 R B 世(年) ) を 載 も 10 Kg 含ま そら の 情 後 (別紙に の補 以び外で 業の :接事 記載の 活動支払に必ず割 (捕獲) 体的( 急具 繋が 止る 防す 全里 被寄 獣に 鳥ろ 64 どの など 業が

## 実 せ $\overset{\sim}{\bowtie}$ 国 靊 6 摇 石 座 咂 徭 技 熯 無 Ŋ

		Τ	
備考			
補助率		%	
	その色	臣	
分	市町村費	臣	
負担区分	都道府県費	臣	
	国庫補助金	田	
*	<b>申</b> 张	臣	
1	米 区 交		
‡ 	         		
五	新二百 <u>人</u>		111111111111111111111111111111111111111

10 to 唐唐

添行 ° 10 入るな :それぞれ記7 )額を記入する 貸決定根拠とな ) 合計を い 以外の な び 規模 と び 規模 と の費及 費村要 村町概 町市の 市び備 と及設 里 声 画 府府図 道道の 都都設 る、描 係金、 に助図 施補地 実庫な 業国う 事るよ はにか、係る 爛実がに施分 費業所 村事場 声 海 市は設 ・だの 県欄設 府他施 道の化 都そ度 のの高 分分術 区区技 3 2 1

₩ 卡 菜 資 4

事態 4 独整 6 紙 単設 産 村施 町本  $\mathbb{H}$ 6 <del>作</del> ,  $\vdash$ ,D 1 獲た to 捕る 斉め Ш 一。」恒 ろり事効月と薬率 ろうかん 年ず援獲 0付支浦 27旅台の 平料止に成を総そ **~**資防際 しる害る 3ける費用対効果分析の実施について、費用対効果分析(投資効率)に係る12、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被言援事業以外の捕獲を含む。)を進める記載のこと(別紙による記載も可)。 対にの緊か策と整急具 合)設止る 総知施防す 止通は害与 防長欄被寄 害局の獣に 被産容鳥う 。獣生内のよ 担担獲と鳥号施どの 負負捕こ「6実など るる業が Ŋ

 $\mathbb{K}$ 6 貅 接事 支 重 笳 漢 無 懖 腦 긔 因 言る事 被陈 製別 业 /

経費の配分及び負担区分

 $\infty$ 

抋		
<b></b>		
その他 (D)	H	
区 分 市町村費 (C)	氏	
<ul><li>負</li><li>相</li><li>都道府県費</li><li>(B)</li></ul>	田	
国庫補助金	氏	
事業に要する 総費 (又は要 した経費) (A)+(B)+(C) + (D)	田	
⟨₹	田 年 化 対 策 整 価 文 正	THIE THE
M	□ 2 農付 農付 山金鳥処)(捕山金推有被生サ他大誘Ω農防緊漁 獣理食焼獲漁 進害害息ル地規導 業止急対 被加肉却技村 体補防環複域模補薪 者活捕 でまたが、 非後隊はら人給後 新日興後	√□

区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。 区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。 (負債) 型型型型  $\Box$   $\Box$ (洪)

事業完了予定(又は完了) 年 月 日

[ 0 収支予算 (又は精算) [ ) 収入の部

1	析			
#	ლ			
増減	漠	E		
松		E		
丑	栗			
#	(大は本年度子)	E		
#	(大)(1) 中) (大) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	E		
<	Ŕ	性 防施用設高性 の 管対対衝柵を 活	貸 金	111111111111111111111111111111111111111
1:	<u>×</u> l	農金 農付山 島処((捕山金推有被生サ他大誘ZI農防緊漁 獣理食焼獲漁 進害害息ル地規導等業止急村 被加肉却技村 体捕防環複域模捕 <sup>第</sup> 者活捕	自	∢□
1		1 2	3	

支出の部 (2)

無		
増減減	田	
五	田	
前年度予算額 (又は本年度- 予算額)	田	
本年度予算額 (又は本年度精算額)	田	
\text{\tin}\ext{\ti}}\\ \tittt{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\\ \tittt{\text{\text{\texitt{\text{\text{\text{\ti}}\}\tittt{\text{\text{\titil\titt{\text{\text{\texi}\tittt{\text{\ti}\text{\text{	海田 正海 本 記 正 現 年 記 年 記 年 記 年 記 日 選	中
	L 23	

必要に応じて積算内訳を記載する。 区分欄には、 洪

添付書類 )規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算) )関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し) )被害防止計画 )実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

支援事業(広域都道府県域計画(又は実績)) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動

	l
有害捕獲)	
推進事業概要(	

					①有害捕獲	前獲		②捕獲個体処理	③事務費(現地確認)	認) 合計 (①+②+③)			1頭あたり	1頭あたりの報奨金額			報奨金額合計	
事業実施主体名(参画協議会名)	都道府県名	構 市町村	事業の種類等	対象鳥獣	捕獲頭数  」	上限単価	補助金額 対象鳥獣	実施内容の概要補助金額埋設焼却	実施内容の概要	補助金額補助金額	単価調整等の方法	捕獲計画の設定根拠	都道府県によ 市町本 る報奨金(④) 報奨:	   中町村による   合計報   報奨金(⑤)   ⑥(=(	中国   中国   中国   中国   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		中町村による 報奨金(合計) 報奨金額総計 (8)(=捕獲頭 (9)(=(7+(8)) 数×(5))	類総計 備考 () () () () () () () () () () () () ()
						(田/館)	(E)	<del>'</del> )		(E)			Ê)	(E)	× 操 <u>(田)</u>			(E)
(協議会	(協議会の記載例)	<b>列)</b>																
000協議会	〇県	A市	2	インシン(成戦)	200	8,000	1,600,000 戦)	10 200,000	00	1,800,000			2,000	4,000	6,000	400,000	800,000	1,200,000
000協議会	〇県	A市	2	イノシシ(幼 獣)	200	1,000	200,000 獣)	100,000	00	300,000				4,000	4,000		8 000,008	800,000
000協議会	一	A市	8	シカ(成獣)	20	000'9	300,000 シカ(成獣)	10 150,000	00	450,000			3,000	5,000	8,000	50,000	250,000 4	400,000
000協議会	〇県	A市	2	シカ(幼獣)	20	1,000	20,000 シカ(幼獣)			20,000			1,500	3,500	5,000	30,000	70,000	100,000
000協議会	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	BĦŢ	2	インシン(成 戦)	80	8,000	640,000 戦)			640,000			2,000	6,000	8,000	000'091	480,000 6	640,000
000協議会	当口	BĦŢ	2	イノシシ(約 獣)	80	1,000	80,000 煮)			80,000				3,000	3,000		240,000	240,000
000協議会	当口	BĦŢ	2	サル(成獣)	100	000'9	600,000 サル(成戦)			000'009			2,500	3,000	5,500 2	250,000	300,000	550,000
000協議会	当口	C本	2	クマ(成獣)	10	8,000	80,000 クマ(成獣)			80,000			5,000	6,000	11,000	50,000	60,000	110,000
000協議会	省口	C#	2 7	カラス	15	200	3,000 カラス			3,000				1,000	1,000		15,000	15,000
	福						3,523,000	450,000	00	3,973,000					1,0	1,040,000 3,	3,015,000 4,0	4,055,000

## 別記様式第10号(別記1の第6の1関係)

## 被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及び	<b>実施期間</b>									
	対象地域										
	実施期間										
2.	被害防止計画	目標の達成	<b>龙</b> 状	沈							
	被害防止計	画目標	基注	準年(年	目 標	植	目標年	(年	達成率(%)	備	考
			度)	の実	(B)	)	度)の領	<b></b> 実績	A-C/A		
			績	直(A)			値 (C)		-B		
3.	目標の達成の	ために実	施し	た各事	業の内	容と	効果				
	事業内容	事業量		管理主	È体	供用	開始日		事業効果	艮	
1	総合証価										

5. 第三者の意見

(コメント)

(コメント)		

- (注):1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
  - 2 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度 化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
  - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

## (別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

## 第1 事業の内容等

- 1 事業の内容(要綱別表2関係)
- (1) 事業内容欄の1の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により 事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
  - イ 事業の目標
  - ウ 都道府県計画の作成・見直し
  - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
  - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
  - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の2の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、次に掲げる 事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上 で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲 活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとす る。
  - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供
  - ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
  - エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
  - オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の3の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 事業内容欄の4の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- 2 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表4に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

## 3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

## 4 留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

## 第2 交付率

- 1 要綱別表 2 の交付率欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、23,000 千円以内とする。
- 2 要綱別表2の交付率欄の農村振興局長が別に定める有害捕獲における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

## (1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	9 6
中型獣用 (2 ㎡以下)	サル専用	8 5
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 7

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

## (2) くくりわな

1基当たり22千円とする。

## (3) 囲いわな

1㎡当たり38千円とする。

## (4)誘導捕獲柵わな導入

1㎡当たり38千円とする。

## 3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限 単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小 限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとす る。

## 第3 事業の実施等の手続

- 1 都道府県計画の作成等
- (1)要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記 1の別記様式第6号により作成するものとする。
- (2) 要綱別記2の第1の1の農村振興局長が別に定める協議については別記1 の別記様式第1号により行うものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の農村振興局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

## 3 事業の着工

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第1号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

## 第4 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

## 第5 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

別表4 推進事業の補助対象経費

事業四	内容	補助対象経費
実施体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料
		• 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動(有	研修会・講習	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
害捕獲)	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
	況調査	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動 (捕獲個体処理を含む。) への役務要請に対する賃金
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 捕獲に必要な機材(銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材 (銃の保管庫を除く。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 商品開発資材
新技術実証・普	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
及活動		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

		•	事務用品、印紙代
		•	技術実証資材
		•	書類等の印刷費及び製本費
		•	郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習	•	会場借料、研修用機械器具の借料
	会	•	事務用品及び印紙代
		•	書類等の印刷費及び製本費
		•	郵便料、電信電話料及び運搬費
		•	専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		•	研修教材費
		•	研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、 モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシ ンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。 別記様式第1号(別記2の第3の3関係)

番 号 年 月 日

## ○○農政局長 殿

【北海道にあっては農林水産省農村振興局長 |沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計 画変更は行わないこと。

別記様式第2号(別記2の第4関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の 事業実施状況報告(平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

## (別記3)

## 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

## 第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表3に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記3第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表3の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、 協議会、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

## 第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表3の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第3の2の(1)鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第3の2の(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (1) 有害捕獲
- (2)(1)により捕獲した個体の処理
- 2 補助対象経費
- (1)補助対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
  - ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに 限る。)
  - イ 捕獲個体の埋設・運搬経費(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
  - ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費(食肉処理する場合を除く。)
  - エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
- (2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものと する。
  - ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の担当者(確認者)が捕獲現場に直接 赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とし、確認

者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

- イ 次に掲げる方法を参考に、捕獲個体が本対策の補助対象であると確実に 確認できる方法を、地域の実情に応じて事業実施主体等が適切に定めるも のとし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。
  - (ア) 捕獲個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真(1枚又は複数枚。なお、捕獲日については、捕獲個体にペンキ等で記入し、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体と一緒に撮影することにより示す。)
  - (イ) 捕獲個体又はその部位(獣類にあっては原則として尾、両耳及び牙、 鳥類にあっては原則として両脚とするが、捕獲個体の状態等に応じて適 切に取り扱うものとする。)
- ウ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を 定めるとともに、別紙に添付するものとする。

## 3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

## 4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

## 第3 交付率

要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種 	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル及びカモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類(卵の採取を含む)	200

注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、 上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2:ただし、特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水

産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、 当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害 の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農 政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1 羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるもの とする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知)第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

#### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表 5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記 1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県 域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- (3)要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様 式第1号により行うものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむ を得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号によ り、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手 届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっ ては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、 あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出する ものとする。

#### 第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記3の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表5の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記3の第5の1に定める広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況 報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事 業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うも のとする。

#### 第6 事業の評価

要綱別記3の第6の事業の評価は、要綱別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

#### (別紙)

*確認書類受付日	平成 年 月	目
**捕獲確認月日	平成 年 月	日
所 属	氏 名	確認印

#### 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	確認欄 (方法)

現地確認者		
所 属	氏 名	確認印

- \*確認書類受付日は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」 の提出を受け付けた日とする。
- \*\*捕獲確認月日は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」 を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:有害捕獲許可による捕獲に限る。
  - 2:「捕獲場所」に住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。
  - 3:「確認欄」は、現地確認の場合には「確認場所」を記載する。また、現地確認 によらない場合には、捕獲個体の確認方法(捕獲個体又はその部位)を記入する とともに、写真を添付すること。

なお、写真は、捕獲個体全体と捕獲者が写っており捕獲場所が特定できる日付入り(1枚又は複数枚。なお、捕獲日については、捕獲個体にペンキ等で記入し、 又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体と一緒に撮影することにより示す。)とする。

4:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

#### 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動 経費の分配方法について

平成〇年〇月〇日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	印

#### 別表 5

#### 1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ul><li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的</li></ul>
	<ul><li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣 市町村等との連携</li></ul>
	3 事業実施体制 協議会の概要
	4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容(捕獲計画の設定根拠含む。))、負担区分、 獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の 方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整備 事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省 の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との 連携

#### 2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ul><li>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名</li></ul>
	2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携
	3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容)及び事業費、予算が不足した場合の単価 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事 業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 ・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事 業等との連携
	4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事 項

⑪
李報
年底
平成〇〇年度報告
<b>乒</b> 成(
记载台
朱涉
の実施状況報告(
6
(広域都道府県域)
<b>拿</b> 麻!
都這
広域
海
分支
活重
推獲
文章
元上馬
沒害防止緊急補獲活動支援事業(
<b>鳥獣被</b>
mir Juli

(事業実施状況)
<ol> <li>事業費等(</li> </ol>

		平成〇〇年度
	事業実施主体名	事業実施年度
	田)	
	(うち補助金	
	用	
サネタサ/サホ大心()	事業費	

# 2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

# ・事業実施主体が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応させて記述すること。)

# 4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

# 5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。) (捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議

# (事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

別添

事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成〇〇年度報告) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援

鯅
無
柜
两(
菊鸡
業
#
測
HHE

	0       80,000 獣)         0       600,000 サル(成獣)         0       80,000 クマ(成獣)         0       3,000 カラス         0       3,000 カラス	30 1,000 80,000 00 6,000 600,000 10 8,000 80,000 15 200 3,000	成戦) 100 6,000 600,000	100     6,000     600,000       10     8,000     80,000       15     200     3,000	サル(成獣) 100 6,000 600,000 クマ(成獣) 10 8,000 80,000 カラス 15 200 3,000	2     イノシシ(幼 80     1,000     80,000       2     サル(成戦)     100     6,000     600,000       2     クマ(成戦)     10     8,000     80,000       2     カラス     15     200     3,000
	80,000 000,000 3,000	30 1,000 80,000 00 6,000 600,000 10 8,000 80,000 15 200 3,000	成戦) 100 6,000 600,000 成戦) 10 8,000 80,000 15 200 3,000	サル(成戦)       100       6,000       600,000         クマ(成戦)       10       8,000       80,000         カラス       15       200       3,000	2 サル(成獣) 100 6,000 600,000 2 クマ(成獣) 10 8,000 80,000 3,000	A県     B町     2     イノシシ(幼     80     1,000     80,000       A県     B町     2     サル(成獣)     100     6,000     600,000       □県     C村     2     クマ(成獣)     10     8,000     80,000       □県     C村     2     カラス     15     200     3,000

迁1: 2:

ω **4** το ο

#### (別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

#### 第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

#### 第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1) 地域リーダー育成研修事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施する ため、

- ①集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意 形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を 果たす地域リーダー(集落)
- ②森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推 進する上で中心的役割を果たす地域リーダー(森林)
- ③広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織 化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネータ 一を鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象 として研修を行うことにより計画的に育成する。
- ア 地域リーダー(集落)育成研修事業
  - (ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(集落)を育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて 教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

- (イ)研修会の開催
  - (ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(集落)を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。
- (ウ) 事業実施体制の検討
  - (ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被

害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置 し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

#### イ 地域リーダー(森林)育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(森林)を育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて 教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

#### (イ)研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(森林)を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

#### (ウ) 事業実施体制の検討

- (ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林 ・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される 委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。
- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

#### ウ 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

#### (イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、座学とフィールド研修を主体とし、全国2ヶ所以上延べ16日以上で研修会を開催する。

#### (ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林 ・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される 委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

#### (2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

鳥獣被害防止対策に係る新技術や先進技術等について、全国4ヶ所以上 で調査を行い、その効果を検証したものを報告書に取りまとめ、公表する。

イ 被害防止技術等に関する全国検討会の開催

鳥獣被害の現状と対策に係る普及啓発に資するため、アの調査課題に関する検討や、関連する技術等の展示を行う全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)を開催する。

#### ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- (イ) アの調査対象の選定、調査方法及び取りまとめ方法等
- (ウ) 全国検討会の内容検討及び周知方法等
- (エ) 調査報告書の作成・配布・公表に関する事項
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

#### (3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の 有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者(以下「技術指導者」 という。)を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

#### イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技 術指導者を効率的に育成するため、全国 2 ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

#### (4) 鳥獸利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

#### ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の(1)に定める者から構成される鳥獣利活用 推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を構築し、運営 方針を協議するとともに、イ~エに係る実施方針を検討し、実践する。

#### イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

#### 2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2)推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

#### 4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

#### 第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、116,121千円以内とする。

#### 第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び 承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

#### 第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

#### 第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、 必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表 6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

	区	分		内 容
設	備	備	ᆱ	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消	耒	É	묘	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅			費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝			金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に 対する謝礼に要する経費
賃			金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に 対する実働に応じた対価
役	矛	Ż	費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要す る経費
委	ij	E	費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委 託するのに要する経費
請	負加	百行	費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部分を実施するのに要する経費
そ	0	)	他	文献購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機 材・施設等借上料、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発 に必要な経費等

注:賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の別添の3の直接作業時間数を把握するための書類整備についてに準じて事業従事者毎の業務日誌を整備すること。

別記様式第1号(別記4の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記4の第1の1(別記4の第1の2)の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画書)を 添付すること。 ○ 鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画)

#### 1 総括表

<b>市</b>	事类中容	<b>声</b>	負担	区分	<b>洪 北</b>
事業名	事業内容	事業費 -	国庫交付金	事業実施主体	備考
	(① ②③④ ⑤ ⑥ (① ②③ ④ ⑥ ⑥ (① ② ③ ④ ⑥ ⑥ (① ② ③ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	千円	千円	千円	
	計				

注: 事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2	事業の目的

- 3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業以外の事業)
- (1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

(注)委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

ウ	事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) 研修カリキュラムの概要

注1:研修カリキュラム(案)を添付すること。

2:地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

(3) 研修会の開催計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備	考

注:地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修 事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知 方法を記載する。

(	(4)	被害防	<b>计</b>	手注に	関す	ス調本

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備	考

注:対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5)報告書の作成・配布 報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注:地域リーダー育成研修事業(集落)の場合に記載する。

#### (6) 全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)の開催

内	容	開催場所	参加規模等

注1:検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2:対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

#### (7) 鳥獣利活用推進支援事業との連携内容

連携内容	備考

#### 3-2 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業)

(1) 鳥獣利活用推進コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注:事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

#### (2) 鳥獣利活用推進コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

#### (3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画(具体的な調査・検証手段)	担当する構成団体等
捕獲段階		
① · · ·		
2 • • •		
3 • • •		
処理加工段		
① · · ·		
2 · · ·		
3 • • •		
供給段階		
① · · ·		
2 • • •		
3 • • •		
消費段階		
① · · ·		
2 · · ·		
3 • • •		
その他事業	目的を達成するために必要な取組	
①・・・		
2 • • •		
3 • • •		

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

#### ② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注:第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

#### (4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
① · · ·												
2 · · ·												
3 • • •												

注:取組内容は(3)事業実施計画の取組内容と整合をとる。

#### (5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:第2の1の(4) ア〜ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、 記載する。

#### (6) 利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

#### 4 経費の配分及び負担区分

区分	事業に要する経費	負 担	区分	備考
	(又は要した経費) (A) + (B)	交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	
合 計				

- 5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日
- 6 収支予算(又は精算)

#### (1) 収入の部

	区	分	本年度予算額 (又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増減	備	考
		カ	精算額)	予算額)	増	減	7/用	与
1 2	鳥獣被害防止総役 自 己 資 金	合対策推進交付金	円	円	円	円		
	合	計						

#### (2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増減	備	考
	精算額)	予算額)	増	減	1)H	75
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	円		
合 計						

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

#### 7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

#### 別記様式第2号(別記4の第5関係)

#### 鳥獣被害対策基盤支援事業(○○○事業) 事業実施状況報告書 (平成○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記4の第5の規定により○○事業について別添のとおり報告する。

- (注) 1 ○○事業については、地域リーダー育成研修事業(集落)、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
  - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

#### 附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

#### 附則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、 従前の例によるものとする。

#### 附則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。)は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

	改正後		現行
(別記 1) 鳥獣被害[	記1) 鳥獣被害防止総合支援事業	(別記1) 鳥獣被害₪	記1) 鳥獣被害防止総合支援事業
第1 (略) 第2 事業の内容等 1 事業の内容 (1)・(2)(略) (3)事業内容欄 を実施できる ア 大等を活 イ・ウ (略) (4)~(13) 2~4 (略)	(略) 事業の内容等 (1)・(2)(略) (3)事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項 を実施できるものとする。 ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、 <u>忌避作物・忌避資材</u> の導入及 び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証 イ・ウ(略) (4)~(13)(略)	第1 (略) 第2 事業の内容等 1 事業の内容 (1)・(2) (略) (3) 事業内容欄の1 を実施できるもの ア 大等を活用し 桶・威嚇機材な イ・ウ(略) (4)~(13)(略)	(略) 事業の内容等 (1)・(2)(略) (3)事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項 を実施できるものとする。 ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、 <u>忌避作物</u> の導入及び侵入防止 柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証 イ・ウ(略) (4)~(13)(略)
別表 1 1 事業実力	事業実施計画の作成	別表 1 1 事業実加	事業実施計画の作成
区分	事業実施計画に記載すべき事項	从风	事業実施計画に記載すべき事項
推進	1~3 (略) 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除 <u>、生息環境管理、</u> サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲 柵わな導入、ICT 等新技術実証ごとの取組内容(対象鳥獣、実 施時期、事業内容)、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支 接事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業 等他事業との連携	推進事業	1~3 (略) 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除 <u>及び生息環境管理</u> ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分

整備事業       3 事業に係る項目         施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、       施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積         ※適用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模       施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積         緩衝帯整備・誘導捕獲柵かな導入・ICT 等新技術実証との連携       4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用         計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目       計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目         5 (略)       5 (略)			1 • 2 (略)			1 · 2 (略)
施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益百数、受益面積 <u>、</u> 緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証との連携 機、市町村単独事業等他事業との連携 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用 計画、維持管理 <u>有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与</u> 及び費 用対効果分析に関する項目 (略)	世日	整備事業	က		整備事業	
ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模 緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証との連 携、市町村単独事業等他事業との連携 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用 計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費 用対効果分析に関する項目 用対効果分析に関する項目 (略)			施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸教、受	益面積、		事業費、負担区分、受益戸数、
緩衝帯整備・誘導捕獲柵かな導入・ICT 等新技術実証との連携       4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用       4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用         計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目用対効果分析に関する項目       1 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用         計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費       1 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用         計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費       2 (略)         (略)       5 (略)			ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用	<ul><li>大規模</li></ul>		
携、市町村単独事業等他事業との連携4 施設の位置、施設の区面、設備の概要、規模の妥当性、利用4 施設の位置、施設の区面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目用対効果分析に関する項目5 (略)			緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証	との連		
施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用 計画、維持管理 <u>、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費</u> 用対効果分析に関する項目 (略)						
計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費 用対効果分析に関する項目 (略)				性、利用		施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、
用対効果分析に関する項目       5 (略)			計画、維持管理、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄	与及び費		計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目
(略)			用対効果分析に関する項目			
						_

# 事業実施状況の報告

事業実施状況報告に記載すべき事項	1・2 (略) 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域 人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新 技術実証ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕 獲頭数)並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・ 島獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業 との連携 4 (略)	1・2 (略)         3 事業内容に係る項目施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等を明記)、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活
区分	推	整備事業

# 2 事業実施状況の報告

长区	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1・2 (略) 3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除 <u>及び生息環境管理ごとの取組内容(対象</u> 鳥獣、実施時期、事業内容)並びに事業費
	4 (略)
整備事業	1・2 (略)         3 事業内容に係る項目         施設の概要、事業費、維持管理状況

		(略)
		4
大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術	との連携、市町村単独事業等他事業との連携	(略)

#### 事業評価の報告 ന

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1~5 (略)         6 事業効果、評価に係る項目         定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への 寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実 施主体の評価

別記様式第4号 (別記1の第6の2関係)

#### (中略)

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施すること 平成○○年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、 とするので、報告します。

### 1 · 2 (略)

#### 実績及び改善計画 က

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実 施状況報告書の写しを添付すること。)

#### · 5 (略) 4

(5	
格)	
(略)	
(器)	
4 (略)	

#### 事業評価の報告 က

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及 び整備事業	1~5 (略) 6 事業効果、評価に係る項目 事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

別記様式第4号 (別記1の第6の2関係)

#### (中略)

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)で 取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について 平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した 施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計 画を実施することとするので、報告します。

## 1 · 2 (略)

## 施設等の利用の実績及び改善計画 က

(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、 要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

#### •5 (器) 4

2年目 ( ( 世) (世) 計 画 1年目 2年目 3年目 改善計 1年目 改善計画 
 策定(年)(年)(年)厘策定

 時
 事業実施後の状況 **⊕** (年) 日韓 (km, ha 収支差 利用率 施設 利用量 (%) 区分 指標 (禁 (新設) 糠 3年目 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被 備考欄に新 ( ( 世) 害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績 靊 2年目 (世) 3年目 達 成 **※** (%) 目標の変更を行った場合は、 (世) (世) 1年目 被害防止計画の達成状況 改善計画 **H** 2年目 計 画 1年目 2年目 3年目 改善計 (年) 画策定 施設の利用実績に係る部分(整備事業のみ記載) ( ( ( 世) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。 (世 基準年 1年目 各指標ごとの合計も記載すること。 (様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分 策定(年)(年) 度の実  $\widehat{\#}$ 績( 4 被害防止計画を見直し、 たな目標を記載すること **(世** 事業実施後の状況 日標 **⊕** を記載すること。 対象鳥 目標 (年) 渎 被害面積 被害金額 (千円) (km, ha 指標 (ha) 収支差 利用率 利用量 (%) 区分 指標 (读 世十三 の軽減 (被害 (様式) 被害防 の日標) (洪) 区

3年目 (年)

(千円)       収支率       (%)       累積赤字	(漢)	23	じて、適宜欄を追加して記入す   3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入す   ること。	D. Market (1974) (2014) (2014) (2014) (2014) (2014) (2014) (2014) (2014) (2014)	の1、別記3の第4の1関係) ○○県(都道府)計画(又は実績) ○○県(都道府)計画(又は実績)	I       事業内容         1 ~ 6 (略)	(事業概要)(略) (事業の経費の配分)(略) (都道府県附帯事務費) (略)	の概要       (別紙2)(         ※ 別談         (別紙3)(         (別紙3)(	1~4 (略) こついて詳細に記載すること。 <u>注:参考資料等があれば添付する。</u>	
(千円)       収支率       (%)       累積赤字	(千円)     (千円)       1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。	_	3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。	â議会の構成員が申請する場合は ≤分の欄は、鳥獣被害防止施設、 等と記載すること。	別記様式第6号 (別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係) ○○県(都道府)計画(又は実績)	事業内容 6 (略)	(事業概要)(略) (事業の経費の配分)(略) (都道府県附帯事務費) (略)	(別紙1)(略) (別紙2)(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業) ※ 別添 (別紙3)(略) (別紙4)	4	

(別紙5)(5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

※ 別添

[翌] 八~Ⅱ

別記様式第7号(別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係) 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害 防止緊急補獲活動支援事業の実施状況報告(平成○○年度報告)

1~6 隔

(事業概要) (略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

(別紙1)(略)

(別紙2)(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

※ 別添

(別紙3) (略)

がある) (別紙4)  $1 \sim 4$  (略)

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載する<u>こと</u>。なお、対象 鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以 外はその他獣類及び鳥類で記載する<u>こと</u>。

3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容

を記載の上、参考資料等を添付すること。

4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5) 緊急捕獲活動 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) の概要

(別紙5)(5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要※ 別統

 別記様式第7号(別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係) 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害

坊止緊急補獲活動支援事業の実施状況報告 (平成○○年度報告)

1~6 (器)

(事業概要)(略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

(別紙1) (略)

別紙2)(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

※ 別添

(別紙3) (略)

(別紙4)

1~4 (略)

注1:参考資料等があれば添付する。

2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載する。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載する。

(別紙5)(5)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要※ 別添

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、※ 別添	(第8号 (B) 別添	明記 1 の負	育6の1、	, 別記 2	の第5、	別記3の第6	第6関係)	( <u>}</u>	別記様式※※※※※	別記様式第8号(別記1の第6の1、 ※ 別添	別記 1 の負	育6の1、	別記2の第5、		別記3の第6関係)	3 関係)
別記様式第9号(別記1の第4の1、別記3の第4の1関係) (略)	第9号(月	リ記 1 の	育4の1、	, 別記3	の第4の	1 関係)			別記様式(略)	別記様式第9号(別記1の第4の1、 (略)	別記1の第	育4の1、	別記3の第4の1関係)	第4の1	選(炎)	
(別添1) ○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 府県域計画(又は実績))関係 1~5(略) 6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容 (1)施設整備地域の地域指定状況	写防止総合 ゴ (又は) (略) と被害防」 に設整備地	添1)  影被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急  域計画(又は実績))関係  ~5(略)  ・鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容(1)施設整備地域の地域指定状況	業及び鳥  係 受事業の§	獣被害防 整備事業 況	止 緊急	獲活動支		(広域都道	(別終1) ()鳥獣被 府県域計 1~5 (1)	(別添1) ○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急 府県域計画(又は実績))関係 1~5(略) 6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容 (1)施設整備地域の地域指定状況	合支援事業及 実績)) 関係 上総合支援事	終及び鳥獣 係 受事業の整 対指定状治	(被害防止 (備事業の	緊急 (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(別添1) ○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 府県域計画(又は実績))関係 1~5(略) 6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容 (1)施設整備地域の地域指定状況	<b>下域都道</b>
#	4 == ±			地域指定状況	k況		10000000000000000000000000000000000000						地域指定状況	况		‡ ±
F 化 E 化 之	開	山村	開文	(本)	当	羅	B   B   B   B   B   B   B   B   B   B	(大)	F 名 三	勝舗活人	日本	過疎	特農	当	羅	<b>火</b>
(注) 1		ご整備する	5対象地	域におけ	施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、	指定状況	211021	(	(洪)	施設を整	備する対象	東地域によ	ける地域	の指定状	(注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、	て、該当する区
2	٠	る区分欄に〇印を記入すること。 中山間地に該当するか否かの欄は	<u> </u>	すること。 否かの欄(	,	5 法指定地域のほか、		沖縄、奄	7.	分欄に○印を記入する (新設)	を記入する	7) 7)				
I		3、小笠原諸島、 なれた特別豪雪1 2基づき指定さざ	京諸島、三 川豪雪地。 『定され)	奏雪地帯 帯、旧急 た地域又	対策特別 傾斜地帯 は受益地		2条第2項 臨時特別 が平均15	L MH LV.								
	マスプラグス	地域 (水田地帯を除く。)、「」 いて」(平成13年11月30日付い 域又は山間農業地域に分類さ する場合は○印を記入するこ	帯を除く (年11月30 養地域に 1を記入	。)、「農を 0日付け19 分類されて すること。	水田地帯を除く。 、「農林統計に用いる地域区  (平成13年11月30日付け19等計第956号) におい  山間農業地域に分類されている地域のいずれか  合は○印を記入すること。	用いる地 56号) に 域のいず	地域区分の において中 ずれかの地	地域(水田地帯を除く。)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は〇印を記入すること。								
(2)	(器)								(2)	(器)						

- 2 -

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画 (又は実績) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18	(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画 (又は実績) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18
(語) (注) 1~3 (略)	(語)
	4 数 4 以 三 4 2 三 5 2
けること。	<b>字を記載すること。</b>
	5 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
2、各地域	(新設)
事業などの	
獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際	
にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか	
具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。	
(4) 処理加工施設 (食肉利用等施設・焼却施設) の整備計画 (又は実績)	(4) 処理加工施設 (食肉利用等施設・焼却施設) の整備計画 (又は実績)
(智)	(婦)
(注) 1~4(略)	(注) 1~4 (略)
5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動	(新設)
(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥	
獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際	
にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか	
具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。	
(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画 (又は実績)	(5) 捕獲技術高度化施設
(智)	(姆)
(注) 1~4(略)	(注) 1~4 (略)
5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動	(新設)
(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥	
獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際	
にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか	
具体的に必ず記載すること (別紙による記載も可)。	
7~11 (路)	7 ~11 (略)
(別添2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績))	(別添2) 鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績))

※ 別添	
別記様式第10号(別記1の第6の1関係)	別記様式第10号(別記1の第6の1関係)
被害防止計画目標評価報告書(中略)	被害防止計画目標評価報告書 (中略)
<ul> <li>(注):1(略)</li> <li>23の事業効果には、<u>別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的</u>に記入すること。なお、<u>処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。</u></li> <li>26</li> <li>3(略)</li> </ul>	<ul><li>(注):1(略)</li><li>2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。なお、<u>処理加工施設</u>を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。</li><li>3(略)</li></ul>
(別記2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業	(別記2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業
第1 事業の内容等  1・2 (略)  3 事業の委託等 都道所県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの (鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。) に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。  ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができるとができるものとする。  まることができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。  4 (略)  第2~第5 (略)	<ul> <li>第1 事業の内容等</li> <li>1・2 (略)</li> <li>3 事業の委託</li> <li>都道府県は、要綱別表2の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。) に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。</li> <li>4 (略)</li> <li>第2~第5 (略)</li> </ul>
(別記3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	(別記3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

別表 5 1 事業実施計画の作成

推進事業 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急補獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容(補獲計動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容(補獲計画の設定根拠を含む。))、負担 区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進 事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支 援事業・環境省の指定管理鳥獣補獲等事業・市町 村単独事業等との連携	X X	事業実施計画に記載すべき事項	
被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連打 隣市町村等との連携 事業実施体制 協議会の概要 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施 事業内容(補獲計画の設定根拠を含む。))、 区分、獣種別単価及び予算が不足する場合 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業 事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県 接事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業 村単独事業等との連携	推進事業	村名、	推
事業実施体制 協議会の概要 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施 事業内容(捕獲計画の設定根拠を含む。))、 区分、獣種別単価及び予算が不足する場合 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業 事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県 技事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業 村単独事業等との連携		被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、 隣市町村等との連携	
事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施 事業内容(捕獲計画の設定根拠を含む。))、 区分、獣種別単価及び予算が不足する場合。 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業 事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県 接事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業 村単独事業等との連携			
事業的4、3相後引用の取た状況を占む。)/、対理 医分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進 事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支 援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町 村単独事業等との連携			
		事業内谷(抽後可回の設定依拠で占む。))、 月也 区分、 獣種別単価及び予算が不足する場合の単価 調整等の方法、 鳥獣被害防止総合支援事業(推進 事業・整備事業)・ 鳥獣被害防止都道府県活動支 援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町 村単独事業等との連携	

事業実施状況の報告 2

	The state of the s	
出 け	事業実施主体名、構成市町村名推進体制に係る項目	事業実施  

別表5 1 事業実施計画の作成

X X	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的
	<ul><li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近 隣市町村等との連携</li></ul>
	<ul><li>3 事業実施体制 協議会の概要</li></ul>
	4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容 (対象鳥獣、実施時期、 事業内容)、負担区分、獣種別単価及び予算が不 足する場合の単価調整等の方法

事業実施状況の報告

2

区分		事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1	事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名
	2	推進体制に係る項目

被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する 緊急捕獲活動の取組内容(対象,鳥獣、実施時期、 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 被害防止計画及び緊急捕獲計画に係る項目 事業内容に係る項目 事業内容)及び事業費 က 予算が不足した場合の単 進事業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動 支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する 緊急捕獲活動の取組内容(対象,鳥獣、実施時期 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 鳥獣被害防止総合支援事業 被害防止計画に係る項目 町村単独事業等との連携 事業内容)及び事業費、 事業内容に係る項目 価調整等の方法、 က

# 別記様式第1号(略)

(別添) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告 (平成○○年度報告)

※ 別添

#### (別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

# 第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、 民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協 同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学 校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体で あって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めが ある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している ものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

# 別記様式第1号(略)

(別添)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告 (平成○○年度報告)

**※** 別添

#### (別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

# 第1 事業実施主体

1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

2 (略)	2 (略)
第2事業の内容等1事業の内容	第2 事業の内容等1 事業の内容
(1) ~ (3) (略) (4) 鳥獣利活用推進支援事業	(1) ~ (3) (略) (4) 鳥獣利活用推進支援事業
捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕 獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥	捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉 (ジビエ) 等 (以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大
獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の全国的な需要拡大及び利汗用推進に管する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確	及び利活用推進 <u>のための</u> 以下の取組を実施する。
	として、一人へは、一般のでは、一般の
2~4 (略)	2~4(略)
第3 交付額 要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下 のとおりとする。 鳥獣被害対策基盤支援事業は、 <u>116,121</u> 千円以内とする。	第3 交付額 要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下 のとおりとする。 鳥獣被害対策基盤支援事業は、 <u>116,586</u> 千円以内とする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。